

- 二 個人ごとの訓練記録を作成すること。
- ホ 加算対象者の退所後の住居の確保に努めること。
- ヘ 加算対象者の家族、事業主及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象者が退所後円滑に就労できるよう努めること。
- ト 自活訓練の開始後二年以上を経過した旧指定知的障害者入所更生施設にあっては、過去二年間において自活訓練を受けた入所者のうち、一人以上が退所していること。
- 六 指定旧法施設支援単位数表の第5の5の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める施設基準第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「第四号第一項及び第五項」とあるのは、「第四十五条第一項及び第五項」と読み替えるものとする。
- 七 指定旧法施設支援単位数表の第5の5の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練
  - 第五号の規定を準用する。

○厚生労働省告示第五五十五号  
 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五五十二号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧身体障害者更生施設支援費等の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
 一 障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五五十二号）以下「指定旧法施設支援費用算定基準」という。別表指定旧法施設支援単位数表（以下「指定旧法施設支援単位数表」という。第1の1の旧身体障害者更生施設支援費の注2の厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧身体障害者更生施設支援費の算定方法）障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）以下「整備省令」という。による廃止前の指定旧法施設支援費等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号）以下「指定旧法施設支援費算定基準」という。第二条第一号に規定する指定旧法施設支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）以下「法」という。）附則第二十一條第一項に規定する指定旧法施設支援については、次の表の上欄に掲げる指定旧法施設支援の区分及び同表の中欄に掲げる入所者の数の基準に準じ、それぞれ同表の下欄に掲げることにより算定する。

指定旧法施設支援の区分	厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	厚生労働大臣が定める旧身体障害者更生施設支援費の算定方法
入所による指定旧法施設支援	<p>旧指定旧法施設支援を受けている者に限る。次の(1)及び(2)において同じ。の数の平均値が、入所者の数の百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 入所定員が五十人を超えない旧指定旧法施設支援を受けている入所者の数の百分の百五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 入所定員が五十人を超えない旧指定旧法施設支援を受けている入所者の数の百分の百五を乗じて得た数を超える場合</p>	<p>指定旧法施設支援単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定旧法施設支援費用算定基準の例により算定する。</p>

通所による指定旧法施設支援

通所による指定旧法施設支援	平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間	指定旧法施設支援
イ	<p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の通所による入所者の数の平均値が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 通所による入所者の定員の数が三十人以下の旧指定旧法施設支援を受けて得た数を超える場合</p> <p>(二) 通所による入所者の定員の数が三十一人以上の旧指定旧法施設支援を受けて得た数を超える場合</p> <p>一日の通所による入所者の数が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 通所による入所者の定員が十五人未満の旧指定旧法施設支援を受けて得た数を超える場合</p> <p>(二) 通所による入所者の定員が十五人以上五十人以下の旧指定旧法施設支援を受けて得た数を超える場合</p> <p>(三) 通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定旧法施設支援を受けて得た数に、通所による入所者の定員の数を加えて得た数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>平成二十年四月一日以降</p> <p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の通所による入所者の数の平均値が、通所による入所者の定員の数の百分の百五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 一日の通所による入所者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 通所による入所者の定員が五十人を超えない旧指定旧法施設支援を受けて得た数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定旧法施設支援を受けて得た数に百分の百二十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>指定旧法施設支援単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定旧法施設支援費用算定基準の例により算定する。</p>

二 指定旧法施設支援単位数表第2の1の旧身体障害者療護施設支援費用の注2の厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧身体障害者療護施設支援費の算定方法

旧指定旧法施設支援（指定旧法施設支援単位数表の第2の1の注1に規定する旧指定旧法施設支援）の施設基準（指定旧法施設支援単位数表の第2の1の注1に規定する旧指定旧法施設支援（指定旧法施設支援（法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法第五條第四項に規定する身体障害者療護施設支援に相当するもの）に限る。以下この号において同じ。）を行った場合の旧身体障害者療護施設支援費については、次の表の上欄に掲げる指定旧法施設支援の区分及び同表の中欄に掲げる入所者の数の基準に準じ、それぞれ同表の下欄に掲げることにより算定する。





(2) 一日の通所による入所者の数が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合

(一) 通所による入所者の定員が十五人未満の旧指定特  
定の障害者授産施設 通所による入所者の定員  
の数を加えて得た数を超える場合

(二) 通所による入所者の定員が十五人以上五十人以下  
の旧指定特定の障害者授産施設 通所による入  
所者の定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超  
える場合

(三) 通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定  
特定の障害者授産施設 通所による入所者の定員  
の数に当該通所による入所者の定員の数から五十  
を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加え  
た数を加えて得た数を超える場合

平成二十年四月一日以降

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 過去三月間の通所による入所者の数の平均値が、通  
所による入所者の定員の百分の百五を乗じて得た  
数を超える場合

(2) 一日の通所による入所者の数が次の(一)又は(二)のい  
ずれかに該当する場合

(一) 通所による入所者の定員が五十人を超えない旧指  
定特定の障害者授産施設 通所による入所者の定  
員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合

(二) 通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定  
特定の障害者授産施設 通所による入所者の定員  
の数に当該通所による入所者の定員の数から五十  
を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加え  
た数を加えて得た数を超える場合

六 指定旧法施設支援単位数表第6の1の旧知的障害者通所療養費の注2の厚生労働大臣が定める  
入所者の数の基準及び旧知的障害者通所療養費の算定方法

指定旧法施設支援単位数表第2条第3号に規定する指定旧知的障害者通所療養費(以下「旧指定旧知的障害  
者通所療養費」という。)において指定旧法施設支援を行った場合旧知的障害者通所療養費については、  
指定旧法施設支援を受ける入所者の数が同表の上欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げると  
るにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	厚生労働大臣が定める 旧指定旧法施設支援 単位数表の算定方法
(1) 旧指定旧知的障害者通所療養費の過去三月間の入所者の数の平均値が、入所 定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは (2)のいずれかに該当する場合	指定旧法施設支援 単位数表の算定方法 に百分の七十を乗 じて得た単位数を算 定する
(2) 入所定員が五十人を超えない旧指定旧知的障害者通所療養費 一日の入所 者の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合	指定旧法施設支援 単位数表の算定方法 に百分の七十を乗 じて得た単位数を算 定する
(3) 入所定員が五十人を超える旧指定旧知的障害者通所療養費 一日の入所者 の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百 分の五を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合	指定旧法施設支援 単位数表の算定方法 に百分の七十を乗 じて得た単位数を算 定する

〇厚生労働省告示第五百五十六号

障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の  
額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣  
が定める者を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める者

一 障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用  
の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表  
(以下「介護給付費等単位数表」という。)第4の1の注2の厚生労働大臣が定める者

平成十八年九月三十日において現に児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条に  
規定する知的障害児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の  
四に規定する重症心身障害児施設(以下「知的障害児施設等」という。)に入所していた者又は指定  
医療機関(同法第七條第六項及び身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条  
第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に障害者自立支援法(平成十七年法律第二百八  
十三号)以下「法」という。附則第二十六條の規定による改正前の児童福祉法第二十七條第二項又は  
法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法第十八條第四項の規定に基づき入院して  
いた者のうち、平成十八年十月一日以降引き続き当該知的障害児施設等又は指定医療機関に入所又  
は入院しているもの及び平成十八年九月三十日において現に入所又は入院していた知的障害児施設  
等又は指定医療機関を退所又は退院した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困  
難となった市町村長が認めたる者

二 介護給付費等単位数表第5の1の注2及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定めるもの

指定旧法受給者(法附則第二十二條第一項に規定する指定旧法受給者をいう。)のうち、法附則第  
二十二條第三項の規定により介護給付費又は訓練等給付費を支給される者及び平成十八年九月三十  
日において現に入所していた指定旧法指定施設(法附則第二十一條第一項に規定する指定旧法指定  
施設をいう。)を退所した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困難となつたと市  
町村長が認めたる者

〇厚生労働省告示第五百五十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四條の二第二項(同法第六十三條の三の二第  
三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定  
施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)以下「法」という。第二十四條の二第二項の規定  
に基づき、指定施設支援(同法第一項(法第六十三條の三の二第三項において読み替えて適用する  
場合を含む。))に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表障害児施設給  
付費単位数表第1の1(注4から注6までを除く。)、2、4及び5、第2の1から6まで、第3の  
1(注4から注6までを除く。))から8まで並びに第4の1(注3から注5までを除く。))から8まで  
により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、別表障害児施  
設給付費単位数表第1の1(注4から注6までに限る。))及び3、第3の1(注4から注6までに限  
る。))第4の1(注3から注5までに限る。))並びに第5の1により算定する単位数に十円を乗じて  
得た額を加えて算定するものとする。

二 前号の規定により、指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満  
の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

児童福祉施設給付費単位数表	児童福祉施設給付費単位数表
知的障害児施設支援	知的障害児施設支援
1 知的障害児施設給付費(一日につき)	1 知的障害児施設給付費(一日につき)
(1) 入所定員が5人以上10人未満の場合で当該施設が単独施設であるとき	667単位
(2) 入所定員が10人の場合	440単位
(3) 当該施設に併設する施設があるとき	1,258単位
(4) 当該施設が単独施設であるとき	667単位